

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月5日
照会部署名 南関東ブロック本部厚年適用支援グループ
照会担当者 アシスタントインストラクター スタッフ職 杉田 一彦
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス : [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 川合

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000-000	本部受付番号 No.2010-989
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

新規適用時における添付書類について

(内容)

標記の件に関しては、業務処理マニュアルにより取扱っているところですが、運用に関して疑義が生じておりますので下記の通り照会します。

業務処理マニュアルにおいては、新規適用届の添付書類として、法人事業所の場合には法人（商業）登記簿謄本を添付することとしております。

社会保険労務士より、法人（商業）登記簿謄本に代えて、（財）民事法務協会が取扱っている「登記情報提供サービス」によりパソコン等の画面に表示された登記情報を印刷したものを添付することで手続きが可能ではないか、という問い合わせがありました。

「登記情報サービス」とは、登記所が保有する登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービスですが、「登記情報提供サービス」のサービス概要中に「法的証明力」について、次のような説明があります。

『当サービスで提供する登記情報は利用者が請求した時点での最新の登記情報であり、原本と相違ない情報です。しかし、印刷をしても認証文、公印等が

付加されないので登記事項証明書等とはなりません。なお、行政機関等に対する電子申請等では、登記事項証明書の添付に代えて照会番号を記載することができる場合がありますので、これを利用できるか否かは申請等される行政機関等にお尋ねください。』

当ブロック本部では、上記の内容から新規適用届に「登記情報提供サービス」によりパソコン等の画面に表示された登記情報を印刷したもの添付することでは、法人（商業）登記簿謄本を添付したことにはならないと解釈しておりますが、差し支えないでしょうか。

また、『行政機関等に対する電子申請等では、登記事項証明書の添付に代えて照会番号を記載することができる場合がある』とありますが、電子申請（e-Gov）による機構への申請は、登記事項証明書の添付に代えて照会番号を記載することができる取扱いに対応しているか否かを併せてご回答頂きますようお願いします。

（ブロック本部回答）

上記はブロック本部による疑義照会

（本部回答）

貴見のとおり。

（財）民事法務協会の登記情報提供サービスにより取得した登記情報については、法的な証明力を伴うものではないことから、新規適用時における添付書類として取扱うことはできない。

また、当機構における電子申請（e-Gov）に際し、現時点においては、「照会番号」を記載できるような仕組みとはなっていない。

回答日 平成22年10月27日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上



登記情報提供サービス

大 中 小

この登記情報提供サービスは「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基づき、登記簿に記録されている登記情報をインターネットを利用して利用者のパソコン等の画面に登記情報を表示する有料サービスです。[詳しくは「サービス概要へ」>>](#)

推奨するパソコン環境に適合しない場合、閲覧できません。ご利用の前にパソコン環境を確認の上、動作確認を実施してください。

動作確認

PC環境確認

■ 重要なお知らせ

重要なお知らせです。ご覧になりたい件名をクリックすると詳細ページへリンクします。

2010.09.13 [セキュリティ強化に伴う利用制限について\(お知らせ\)](#)

2010.07.09 [午後5時15分、又は7時以降サービスが利用できない法務局、登記所について](#)

2009.02.27 [地図情報の篠界線に関するご注意](#)

登記情報を請求する

管理者メニューもこちらから

登記情報と照会番号を請求する

初めての方へ

初めての方はこちらをお読み下さい。

■ 最新情報

2010.07.06 [Windows 2000 及び XP でのサービスのご利用について](#)

2009.10.27 [Microsoft Windows 7のご利用について](#)

[お知らせ一覧](#)

[個人情報の取扱いについて](#)

[登記情報の管轄登記所について](#)

[\(財\)民事法務協会の概要](#)

[Copyright © 2009 \(財\)民事法務協会 All Rights Reserved.](#)



登記情報提供サービス

大 中 小

[HOME](#) > サービス概要

サービス概要

利用の前提条件

当サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。また、電子申請の際に登記情報を確認するための「照会番号」の発行も行っています。

提供される登記情報

サービスご利用の種類は下記の3つがあります。

- (1) クレジットカードの即時決済による一時利用（カード1枚につき月額3万円までのご利用となります。）
- (2) 申込手続を行い、「ID」を取得する登録利用（利用区分には個人、法人、公共があります。）
- (3) 公共機関が電子申請確認時に使用する場合

ご利用上の注意点

いずれも、以下の内容をお読みいただき、必ずご利用になる環境で当サービスが利用できることを事前にご確認ください。お問い合わせください。

利用時間

24時間いつでも利用可能。

料金について

料金は、登記情報の種類や利用回数によって異なります。詳しくは料金表をご覧ください。

法的証明力

利用の前提条件

照会番号

当サービスは以下の条件の下で情報の提供を行います。

登記情報提供契約約款

- ① 利用者にインターネット接続環境があること（パソコン等の購入、インターネット接続プロバイダーへの加入などの環境整備は利用者負担となります。）。
- ② 利用するパソコン等のOS、ブラウザ等のバージョン・レベルが指定する基準を満たしていること（OS、ブラウザ等のバージョン・レベルの基準はPC環境確認をご覧ください。）。
- ③ ご利用になるパソコン等で当サービスが利用できることを確認されていること（利用環境のご確認は動作確認をご覧ください。）。

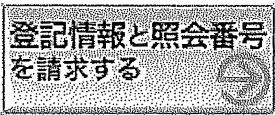
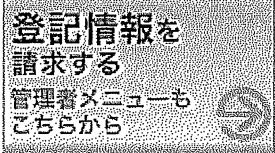
提供される登記情報

当サービスの対象となっている登記所が保有する登記情報のうち、以下の情報をリアルタイムで画面に表示することができます（サービスの対象となっている登記所については登記情報の管轄登記所についてをご覧ください。）。

- 不動産登記情報（全部事項）（コンピュータ化後の閉鎖登記簿も閲覧できます）
- 不動産登記情報（所有者事項）（所有者の氏名・住所のみ）
- 地図情報（地図又は地図に準ずる図面）
- 図面情報（土地所在図／地積測量図、地役権図面及び建物図面／各階平面図）
- 商業・法人登記情報（現存会社等の場合は履歴事項の全部、閉鎖会社等の場合は閉鎖事項の全部）
- 動産譲渡登記事項概要ファイル情報及び債権譲渡登記事項概要ファイル情報（現在事項又は閉鎖事項の全部、それらの事項がない旨の情報）

ご利用上の注意点

- ① 不動産登記情報のうち、共同担保目録については、利用者の選択により請求することができます。
(請求してもしなくても料金は同一です。)
- ② 商業・法人の登記情報は、現に効力を有する情報のほか、管轄する登記所の登記事務がコンピュータ処理に移行した後の登記で、請求する年の1月1日から3年以内に登記された情報及び抹消された情報を提供しています。
- ③ 不動産登記情報の閉鎖登記簿は、管轄する登記所の登記事務がコンピュータ処理に移行された後に閉鎖された登記簿の情報を提供しています。
商業・法人登記情報の閉鎖登記簿は、管轄する登記所の登記事務がコンピュータ処理に移行された後に登記簿全体が閉鎖されたものの情報を提供しています。
コンピュータ化前の閉鎖登記簿謄本等は、管轄する登記所に請求してください。
- ④ 不動産の登記情報を請求する場合には、登記情報が200登記事項を超える登記情報はサービスの対象外です。また、情報量が100キロバイトを超える登記情報もサービスの対象外です。
なお、商業・法人の登記情報を請求する場合には、請求に係る情報量が300キロバイトを超える登記情報は、サービスの対象外です。ただし、一部の登記事項区を選択して請求することにより、請求に係る情報量が300キロバイトを超えないこととなる場合は、その情報について提供が可能です。
これらの登記情報は、もよりの登記所に請求すれば、登記事項証明書を取得できます。
- ⑤ 現在事項証明書、登記事項要約書に相当する情報はサービスの対象外です。
- ⑥ 動産譲渡登記事項概要ファイル情報または債権譲渡登記事項概要ファイル情報について、「現在事項」の請求をする際に会社名検索を行う場合、商業・法人一覧画面には登記記録が閉鎖された会社・法人等も表示され、これらの会社・法人等を選択すると請求事項の記録がない旨の情報が表示され課金対象となります。



利用時間

利用時間 平日 午前8時30分～午後9時まで

※午後5時15分、又は7時以降、メンテナンス等のためサービスが利用できない場合があります。

※午後9時になると途中で送受信が切断されることがありますので、特に情報量の多い会社・法人等の情報を請求する場合はご注意ください。

休止 土、日、国民の祝日及び休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

料金について

利用料金

情報名称	内容	利用料金(1件)
不動産登記情報	全部事項	465円
	所有者事項	155円
	地図	455円
	図面	455円
商業・法人登記情報	全部事項	465円
動産譲渡登記事項概要ファイル情報※	現在事項・閉鎖事項	425円
債権譲渡登記事項概要ファイル情報※	現在事項・閉鎖事項	425円

※ 請求した事項の記録がない場合も、その旨の情報が表示され課金されます。

- 利用料金には、指定法人の情報提供手数料25円(消費税及び地方消費税込み)が含まれています。
利用料金から25円を除いた金額は、登記手数料令第13条により国に納入する登記手数料です。
- 利用料金には、利用者の方が使用するパソコン等をインターネットに接続するために必要なプロバイダの手数料や回線使用料などは含まれておりません。

登録利用における初期登録費用

個人(登録)利用	300円(消費税及び地方消費税を含む)
法人(登録)利用	740円(消費税及び地方消費税を含む)
国、地方公共団体等	560円(消費税及び地方消費税を含む)

法的証明力

当サービスで提供する登記情報は利用者が請求した時点での最新の登記情報であり、原本と相違ない情報です。しかし、印刷をしても認証文、公印等が付加されないので登記事項証明書等とはなりません。

なお、行政機関等に対する電子申請等では、登記事項証明書の添付に代えて照会番号を記載することができる場合がありますので、これを利用できるか否かは申請等される行政機関等にお尋ねください。

照会番号

行政機関等へのオンライン申請時に登記情報の代わりに添付し、同申請を受領した行政機関等はこの照会番号に基づき登記情報の確認を行います。

照会番号の有効期間は100日間です。この期間を過ぎますと行政機関等から行う登記情報の確認ができません。

照会番号は1つの登記情報ごとに発番され、同一物件について最大10個まで同時に取得することができます(発行する照会番号1個につき利用料金がかかります。)ので、複数行政機関にオンライン申請する場合は、その数だけ照会番号を取得してください(既に申請に使用した照会番号は、100日間有効期間内であっても他の申請には使用できません。)。

[このページの上に戻る](#)

[個人情報の取扱いについて](#)

[登記情報の管轄登記所について](#)

[\(財\)民事法務協会の概要](#)

Copyright © 2003 (財)民事法務協会 All Rights Reserved.

Q12 表示した登記情報を印刷したものに法的な証明力はあるか？

A12 画面に表示された登記情報を印刷しても、その書面には登記官の認証文が付されないため、登記事項証明書のような証明力はありません。画面に表示された情報は請求時の最新情報ですが、利用者が登記所で閲覧を行い、「登記事項の全部をメモした」と同程度の情報になります。

ただし、オンラインによる官公庁への申請又は届出に登記情報を添付する代わりに「照会番号」を添付情報として送信する場合は、登記事項証明の添付があったものとみなされます。

Q19 照会番号とは？

A19 行政機関等に対して電子申請をする場合に、登記事項証明書の代わりに添付することができる番号をいいます。

ただし、電子申請等において照会番号が利用できるか否かについては、当該申請等を受け付ける官公署等にお問い合わせ願います。

[前のページに戻る](#)

Q20 官公署等へ電子申請するので、照会番号を取得したい

A20 登録利用者、一時利用者のいずれの方も、トップ画面の「登記情報と照会番号を請求する」ボタンから決済方法を選択して、登記情報を請求すると登記情報の表示された画面の上部に「発行年月日」と「照会番号」が表示されます。10桁の数字ですので、印刷するかメモ等に記録してください。

[前のページに戻る](#)

Q21 照会番号に有効期間はあるのか？

A21 照会番号の有効期間は、お客様に照会番号を送信した日の翌日から100日間です。

有効期間は、オンライン申請を受けた官公署が照会番号により登記情報を確認することができる期間です。したがって、この有効期間を過ぎた場合は、官公署は登記情報を確認することができなくなります。

なお、有効期間の末日が休日、祝日であっても末日をもって終了となります。